

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2626号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955  
発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

冬の風物詩



ま  
く  
じ

情 報	随 想	情 報	フ ォ ー ラ ム	政 策
--------	--------	--------	-----------------------	--------

地方公共団体財政健全化法施行令〔解説〕	(2)
郷土の誇りと魅力を生み出す地域の宝	
～日之影神楽の継承と森林セラピー事業～	
町村 Nav i	(7)
住民協働のまちづくり	(10)
政策リーダー	(11)

### 写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい) なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

### 閑話休題

## 二〇一〇年問題

明治大学教授 小田切 徳美

世界中のコンピューターの誤作動が懸念され、社会問題化した「西暦二〇一〇年問題」以来、「年問題」という表現をしばしば目にする。例えば日本の人口減少社会への転換を指摘した「二〇〇七年問題」は、他方では団塊世代の一斉退職に伴う問題を指すこともあり、マスコミでもよく使われている。

こうした表現は、一時的なインパクトだけを指しているものではない。それぞれは、「人口減少」「団塊退職」を対象としながらも、むしろ日本社会や地域社会が時代の転換点を迎える可能性を示している場合が少なくないのである。

そうした点では、農山村には「二〇一〇年問題」があり、それは時代の大きな転換点となる可能性を孕んでいる。

そこには、いくつかのインパクトが輻湊している。二〇一〇年と特定されるのは、政策的インパクトである。この年の三月末には、次の三つの制度が更新期を迎える。ひとつは、過疎法である。「一〇年間の期限法である同法はこの時に期限切れを迎え、「ポスト過疎法」が課題となっていく。ふたつは、市町村合併特例法である。平成の大合併を強力に押し進めた旧法は、二〇〇五年から現行法に代わったが、それがこの時に失効

する。その際、再度強力な合併を想定する新法が制定されるのか否か、合併に翻弄された農山村には大きな関心事であろう。そして、三つは、中山間地域等直接支払制度である。新しい手法で条件不利地域を支えている同制度も同じ時に第二期対策を終える。同対策のスタートが必ずしも、必ずしも「ズ」ではなかったと考えると、新対策への継続には高いハードルが出現する可能性も否定できない。

こうした点に加えて、農村社会の内部の変化も生じつつある。昭和ヒトケタ世代の本格的高齢化である。戦後日本の農山村では、一貫して昭和ヒトケタ世代が中心世代であった。しかし、この二〇一〇年前までにこの世代全体が次々と後期高齢者となっていく。いままでは農林業や農山村を支えていた世代の本格的高齢化は、農村社会の運営にマイナスの影響を与えることは明らかである。

こうして、諸々のインパクトが二〇一〇年及びその前後に集中する。そのため、これらの対応のひとつでも適切になされなければ、日本の農山村は深刻なダメージを受けることとなる。各制度のあり方に対する政策提言をはじめとする関係者の積極的な対応が求められている。

これからの二年間が我が国の農山村地域にとって、真の正念場である。

解説

## 地方公共団体財政健全化法施行令

# 連結赤字比率、市町村は30%

## 財政再生基準、3年間は経過措置

政府は昨年末、地方自治体の財政破綻(はたん)を未然に防止するための、地方公共団体財政健全化法」に基づく関係政令を閣議決定した。財政悪化の判断指標として同法が自治体に公表などを義務付けている連結実質赤字比率や実質公債費比率などの4比率について、「早期健全化団体」、さらに「財政再生団体」となる基準の数値などを定めている。公営企業会計など自治体の全会計を把握する連結実質赤字比率については、「再生団体」移行基準を市町村30%、都道府県15%とし、当初3年間はそれぞれの基準値に5・10%を上乗せする経過措置を講じる。基準は自治体の2008年度決算から適用する。

### ▼4比率の基準値示す

同法では自治体に毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、の4比率の公表などを義務付け、4比率がそれぞれ「早期健全化基準」以上になると自主的な改善努力を求める「早期健全化団体」に、将来負担比率を除く3比率が「財政再生基準」以上になると国の管理下で確実な財政再建を図る「再生団体」となる。

まず、従来からある「実質赤字比率」は、早期健全化基準を現行の起債許可制移行基準(市町村は標準財政規模の2・5・10%、都道府県は2・5%)を上回る水準に設定し、市町村は財政規模に応

じて11・25・15%、都道府県は3・75%とする。

財政再生基準については、財政規律確保の事実上の規範として定着している旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とする。

新たに導入される「連結実質赤字比率」については、実質赤字比率の早期健全化基準値に、公営企業会計での経営健全化などを考慮して5%を加算したものを早期健全化基準とし、市町村は財政規模に応じて16・25・20%、都道府県は8・75%に設定した。

財政再生基準は、実質赤字比率の基準値に10%を加算し、市町村30%、都道府県15%とするが、当初3年間はさらに5・10%を上乗

せする経過措置を講じる。例えば、市町村の場合では、初年度を40%とし、以降、40%、35%などとする方向だ。

### ▼早期健全化基準と財政再生基準

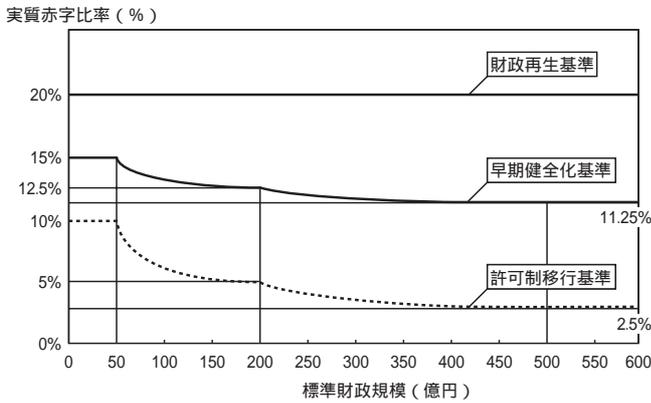
自治体の標準財政規模に占める公債費負担(元利償還金など)の割合を測る「実質公債費比率」については、市町村・都道府県ともに、現行の地方債協議・許可制度で一般単独事業の起債制限基準となっている25%を早期健全化基準とし、公共事業などでの起債制限団体となる35%を財政再生基準とする。

ただ、早期健全化基準以上に達した場合に策定が義務付けられる「財政健全化計画」の内容が自治体の自主性に委ねられていることを踏まえ、起債制限上の一般単独事業と公共事業の事業区分は撤廃する。

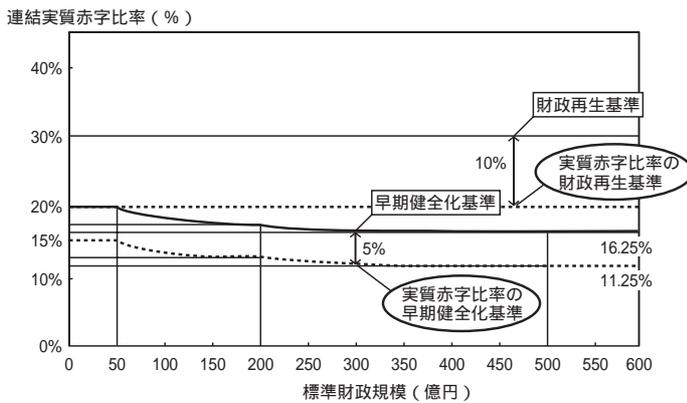
また、実質公債費比率の算定では、使途が特定された目的税で基準財政収入額に算入されない都市計画税収も反映した算定式に改めるよう政令市から強い要望が出されていた。都市計画税は使途が特定された目的税の中でも、その税負担と行政サービスとの間に強い受益関係があり、地方交付税の算定上

政 策

実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



連結実質赤字比率に係る市町村の早期健全化基準と財政再生基準のイメージ



このほか、宅地造成事業を対象とした資金不足比率の算定では、「資金不足額」を、流動負債「流動資産」として統一。宅地造成事業は事業の性格上、収入が発生するまでに時間が掛かるため、流動資産には現預金に加え、民間の不動産業者と同様に商品である完成土地（販売用宅地）を含めるが、適正な評価額とするため、

完成宅地の評価方法では原価と時価のいずれか低い方を評価額とする「低価法」とした上で流動資産に計上することとした。

▼財政再建法制を50年ぶりに改正

「地方公共団体財政健全化法」は、自治体の旧再建法制を約50年ぶりに改めたもので、07年の通常国会で成立した。

同法によると、自治体の財政状況を的確に把握するため、従来の単年度（フロー）の「実質赤字比率」に加え、「連結実質赤字比率」や長期負債などのストック面に着目した「将来負担比率」などを新たに導入。これを住民などに毎年度、公表し、数値が一定水準以上に達した場合に「財政健全化計画」の策定・公表を義務付けるなどで、財政の早期健全化を促す。

さらに、危機的な財政悪化状況に陥った場合には、「財政再生計画」の策定・公表を義務付け、総務相が予算の変更など必要な措置を勧告できる仕組みなどを導入。また、再生計画期間内の着実な債務償還を可能にするため、例外的な赤字地方債である「再生振替特別債」の発行を認めることなどを規定している。

（時事通信社内政部 明石道夫）

も特定財源として取り扱われている。そこで算定式を改め、実質公債費比率の算定上の分子である元利償還金などから特定の歳入である都市計画税を控除することにした。

一方、地方債残高など自治体の実質的負債と償還能力を比較するストック指標として新たに導入される「将来負担比率」については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担水準のほか、地方債の平均的な償還年数を考慮し、市町村は350%、都道府県・政令市は400%とする。

都市計画税については、実質公債費比率の場合と同様に将来負担比率算定上の分子である将来負担額から控除する。

一方、公営企業を対象に毎年度の公表などが義務付けられた「資金不足比率」については、自治体財政の早期健全化基準に相当する経営健全化基準を20%とすることにした。

20%は、現行地方債協議・許可制度における許可移行基準の2倍に相当し、公営企業の年間営業収益の5%程度の合理化努力を4

年間、継続実施した場合をイメージしている。

資金不足比率の算定上の要素である「資金不足額」については、公営企業の事業の性格上、一定期間やむを得ず発生し、最終的には解消可能である「解消可能資金不足額」（計画赤字額）を、流動負債から流動資産を差し引いて算出する従来の法適用事業資金不足額（不良債務額）から、さらに控除する。

解消可能資金不足額の控除方法は、減価償却費と地方債の償還年間の差を捉える「減価償却前経常利益など」による負債償還可能額を捉える「個別計画で算定する」3方法とする。

このほか、宅地造成事業を対象とした資金不足比率の算定では、「資金不足額」を、流動負債「流動資産」として統一。宅地造成事業は事業の性格上、収入が発生するまでに時間が掛かるため、流動資産には現預金に加え、民間の不動産業者と同様に商品である完成土地（販売用宅地）を含めるが、適正な評価額とするため、

現地レポート  
伝統文化の保存継承

# 郷土の誇りと魅力を生み出す地域の宝 日之影神楽の継承と森林セラピー事業



## 町の概要

日之影町は、宮崎県北部の西臼杵郡に位置し、西に高千穂町、東は延岡市、北は大分県に接している。

町土は、277平方キロと広大で、その内、山林原野が92%を占め、傾山、五葉岳、丹助岳、見立溪谷、鹿川溪谷の自然資源にも恵まれている。

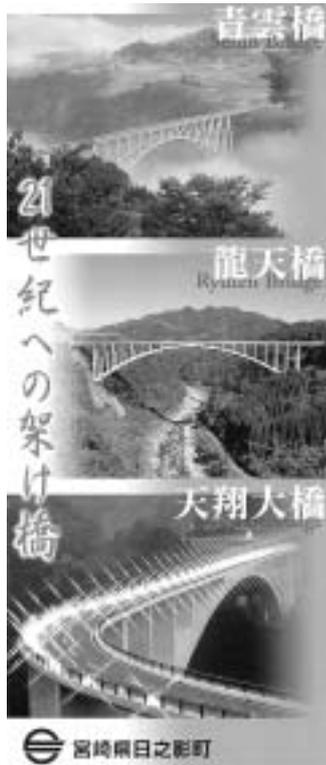
平成18年に九州で最初となる森林セラピー基地に認定されるな

## 町の宝・伝統文化

「一地区・一資源・一宝づくり」構想、これは、地域にある様々な資源や住民の誇るものを地域自らの知恵と工夫により守り育てていくという町の基本方針である。

具体的には、住民の自発的・独創的な地域づくり活動を支援し、ヒト・モノ・資源等が有機的に結びつき、経済の好環境が生まれる事を目指すものである。

現代の名工 廣島一夫氏の竹細工は、国内は元よりアメリカ合衆国、英国博物館に展示されている。



日之影神楽「舞開き」の一場面

フォーラム

て、日本の職人文化を伝えるものと絶賛をつけている。町内には、神楽面・わら細工・陶芸・竹細工・木工芸の職人も多く、地域に伝わる無形文化財の保存継承と加味し、貴重な町の宝となっている。

日之影神楽

日之影町に伝わる無形文化財の1つに日之影神楽がある。

日之影神楽とは、町内で受け継がれ各集落で舞われる神楽の総称。

その流れは大きく分けて深角・岩井川・岩戸・四ヶ惣神楽の4つからなり、22の集落にある神社にて奉納されている。元来、神楽



雲下ろし

は、冬場の決まった時期に、今年の実りに感謝と五穀豊穡を祈願し、守護の神々を招き、三十三番の夜神楽を地域総ぐるみの祭りとして受け継いできたものだ。

現在夜神楽として舞い継がれているのは、鹿川・大菅・大人の3地区だけとなったが、ほかの集落では、日神楽と形態を代えながらも集落維持の要と位置づけ「年中行事」として守られてきた。

神楽史をたどると、明治の始めに岩戸神楽の伝承を受け、現在までに約4代の世代交代が行われ、人口の減少、後継者不足、産業形態の変化といった危機を乗り越え現在にいたっている。

その要因を考えると、この地域の住民性に1つの要因があると思われる。人心は純粹にして質素で儉約的、義理堅く、森羅万象に神性・靈性を見いだし自然と交感してきた風土こそ、地域の結束を何よりも大切にしてきた人間力にあるのかも知れない。

日之影神楽まつり

神楽を継承していくうえで、もう1つ大切なことがある。それは、冬場に限られていた地域の宝を広く紹介するために、発表の機会を作りながら、保存継承の力を

第21回日之影神楽まつり



いかに結束していくかであった。

町では、町全域に伝承する神楽の全てを無形民族文化財に指定、神楽伝承の中心となる町営の神楽殿を昭和60年に設け、毎年4月下旬の連休前を開催日と定め、日之影神楽まつり(21回)を開催してきた。

実行から運営は、日之影町神楽保存会が中心となっており、この日ばかりは、朝から夕方まで笛太鼓の音色に誘われ、たくさんのお客様が訪れ、参座の人々に「煮しめ」や「かつほ酒」などを振る舞い、親交を深め神人合一の場を現出している。

また、熟練の奉仕者(ほしやどん)達による神楽の競演は、それ

ぞれの神楽の系統の違いが調子や面や舞に表れ、神楽ファンにとっては興味深いものとなっている。

町には他に、子供達が文化芸能に親しみを持つようと、14の文化財愛護少年団が結成されている。その内の11団体が地区神楽であるが、文化財愛護少年団にとって神楽を習うことは、文化伝統の後継者としての義務ではなく、子々孫々受け継がれてきた魂の継承であり、郷土への愛着、そこに住む誇りを教わっているといっても過言ではない。

青少年伝統芸能発表大会

現在、日之影町には4つの小学



田植え踊り

## フォーラム

## 大人歌舞伎



毎年、夏休みが明けてすぐに、青少年伝統芸能発表大会(第6回)を開催している。その場合は、夏休み中に練習した技の披露の場でもあり、指導にあたった保存会や父母や学校、行政にとつてもその成功は何ものにも代えられない喜びであり、住民に活力を与え地域おこしの原動力となってきた。

## 伝統継承と人間力形成

人間関係が希薄化してゆく傾向にある時代の中で、地域の伝統芸能を媒体として、地域の児童生徒、青年、壮年、お年寄りなどが関わり合っていくことにより、地域の長い歴史の中で生まれ育った独自の文化や伝統芸能を学び、それがちになる感謝や礼儀といった素朴で純真な人間力の醸成が保てているのかもしれない。

## 地域づくりの今後の課題

本町では、豊かな森林資源を基盤とする独自の地域づくりを進めるため、基幹産業である農林業や継承されてきた地域の宝を魅力の1つに、森林セラピー基地「日之影」として発信していきたいと考えている。

四季折々の森林景観の中、リフ

レッシュ効果が実証された「癒しの森」の中で、自然が彩なす風景や香り、音色や肌触りなど、森の命や力を感じることによって、心身に元気を取り戻していただきたい。5年前から取り組んできた「一地区・一資源・一宝づくり」事業は、様々な形で地域の宝を発掘し、住民自ら進んで事を為す「協働事業」として進み始めたところである。

19年度の新規採択事業として認定された農山漁村活性化プロジェクト支援事業を、千載一遇のチャンスと考えている。日本一の高千穂牛やひのかげ栗といったブランド農産品の更なる確立、魅力あふれる森林セラピー基地であるた



森林セラピーロード男淵

め、大切に継承されてきた伝統芸能を積極的にPR発信していくことで、都市部から訪れる人達との心の交流が繰り広げられるようになり、地域の宝が町の誇りと魅力に発展していくと考える。

町民、職員一致協力し、さらに魅力を発進していける町となるよう頑張っていきたいと考える。

最後に神楽せり歌で結ぶ。

今宵さ 夜神楽にゃ 競るとて来たが

(サイナー)

競らにゃ そのけ わしが競る

(ノンノコサイサイ)

今宵さ 夜神楽は 十二の干支で

(以下、はやしことは省略)

飾りたてたる 神かぐら

神楽舞う者の所作のよさよ

うれしかろぞや親たちは

さまは三夜の三日月さまよ

宵にちらりと見たばかり

さんざ競る競る肌寒夜寒む

競れば熱つなる恋となる

一夜なれなれ背戸屋のなすび

ならにゃ背戸屋の恥となる

(日之影町長 津隈 一成)

情 報

# NaviNaviNaviNavi 町 村 NaviNaviNaviNavi

**田原村** 住民目線の村づくりで提案募集

村づくりに参加してみませんか？。村は昨年度に引き続き、村民から村づくりのアイデアを募る「村民提案制」の募集を始めた。

同制度は、「村民の目で見たい視点での村づくり」を行うために昨年度創設したものの。昨年度は、「こんなことをやってみてはどうか」など普段思っている自由なアイデアを広く村民から意見を募ったものの、村名の変更や道の駅建設など実現が難しいものだけだった。

そこで今回、来年度で村制施行120周年を迎えることや、岩井川地区に地域交流センターができることから、村では「それらに関連することも含めて来年度予算にできるだけ反映できる内容が多数寄せられることを期待している」と話している。

**府町** 職員が住民宅で窓口手続き

町は12月から職員が住民宅で各種証明書の取得や税金の納付などを支援する「職員窓口制度」を始めた。役場に訪

れる高齢者等の負担を軽減するのが目的だが、対象は全住民とした。

同制度は、電話やファクスなどで住民の依頼を受け、職員が住民宅を訪問。住民から必要な証明書等の交付申請書等をもらい、担当課で発行された証明書等を依頼した住民に届ける仕組み。

対象となる手続きは、住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本、身分証明書のほか、各種税金や料金等の納付など。

現在全職員71人のうち約半数が「職員窓口実施職員」として登録されており、業務で外出するときや出勤時に対応している。

**府町** 企業誘致、情報提供者に報奨金

町は、企業進出や工場新設に関する情報の提供者に、誘致が成功した際に最大500万円の報奨金を支払う「企業誘致報奨金制度」を創設した。

町内には関西国際空港二期事業の土砂採取跡地などの大規模な企業誘致用地があり、町では「報奨制度を活用して積極的に企業誘致を図ってきたい」としている。

情報提供できるのは個人と

法人で、誘致企業や町職員・議員、暴力団関係者は提供者になることはできない。同制度は、情報提供者が進出企業の概要と事業計画などの情報提供書を町に提出し、企業の誘致に成功した場合に報奨金が支払われる仕組み。

報奨金の額は、進出企業の初年度の固定資産税額から町が交付する施設設置助成金を控除した2分の1とした。

**島田町** 地域活動に助成金

町はこのほど、町民が自主的・自発的に行う活動に助成金を交付する「地域助成制度」を創設し、事業の募集を始めた。

対象は地域の活性化に取り組む「地域活動団体」(10人以上)と「個別活動団体」(5人以上)。

事業の募集は2007年度と08年度の2年間。3年間の助成期間終了後も継続的な活動が見込まれる団体を対象とした。

対象となる事業は、地場産品開発 観光振興・交流促進 地域再生 少子対策 高齢者対策 環境保全 定住促進のいずれかを盛り込んだ

地域の活性化につながる新しい取り組み。町の助成金評価委員会が審査する。

助成金は、地域活動団体は50万円、200万円、個別活動団体は10万円、100万円の範囲で交付する。

**島田町** ゴヤーカーテン コンテスト開催へ

町は、ゴヤー(ニガウリ)で日よけをする「緑のカーテン」を町全体に広げるため、8月に町民や町内の事業所を対象にコンテストを行う。緑のカーテンは地球温暖化防止や冷房代カットにより電気代を削減するため町が2006年から夏場に役場で実施している。

コンテストは、2月末までに役場産業課で参加者を受け付け3月下旬にゴヤーの種子と育て方を配布。日よけカーテンを高さ2メートル以上、幅2メートル以上に育ててもらおう。併せて成長過程の写真撮影もしてもらう予定。

町では「ゴヤーは食べればビタミンCがたっぷり夏バテ防止の効果も期待でき快適な日よけも作れる。その上CO<sub>2</sub>削減にも貢献出来る、一石三鳥の優れたものだ」と話している。

暮らしの視点

## 食器を減らしてすっきり暮らす

クリエイター ももせいづみ

気づけば増えている食器の  
多さにごく然

家族を営んで何年か経つと、知らないうちに食器が増えていることに気づきます。好きで買った食器だけでなく、引き出物などでいただいた食器のセット、景品でもらったマグカップや小皿などが食器棚に蓄積して、気がつけば何年も使っていないお皿があるという場合も多いのでは？

食器は食卓を楽しく演出してくれる暮らしの大切な道具ですが、増えすぎると収納スペースを圧迫し、出し入れにも食器棚の掃除にも手間がかかります。思い切って減らしてみると、食器の出し入れが楽になり、食器棚の掃除も格段にしやすくなります。また、地震などの災害時のことを考えても、食器棚には食器を詰め込みすぎないほうが安全です。

とはいえ、食器の取捨選択は思いのほか難しいもの。どんなに古いもので、割れていなければまだ十分使える状態にあり、本や衣

類に比べて「捨てる」ことに大きな抵抗が生まれるからです。

今回は、増えすぎてしまった食器の上手な整理方法について考えていきたいと思います。

## まずはよく使う食器をピックアップする

最初は、よく使う食器類を厳選してまとめることで、食器棚を使いやすく整理します。まず、ふだんの食事で頻繁に使う食器をピックアップして、一か所にまとめます。ごはん茶碗、味噌汁碗、カレー皿や丼、マグカップは一種類のみを家族の人数分選びます。ほかに、取り皿や鉢などは二種類前後、家族の人数プラス一枚の数だけ選びます。たとえばセットで六枚買ったお皿でも、三人家族なら四枚だけ取り出して、残りの二枚は別の場所に分けてしまいます。

こうして選んだ「普段使いの基本食器」は、食器棚の中でも一番使い勝手のよい場所にまとめて収納します。さっと取り出せるように、なるべく余裕を持って配置し

ましよう。こうして、稼働率が高いシンプルな基本食器のコーナーを作ること、盛り付けの効率もよくなり、食器の出し入れのストレスが軽減します。

## 「ハレの日」用の食器の整理法

来客時やごちそうのときに使うお皿は、「ハレ」の食器としてまとめて収納していきます。食器棚の下や上など、取り出すのに少し手間がかかる場所はハレの食器の居場所にしませう。居間のカップボードやAVボードの一角にスペースを作ってもかまいません。その上で、残った食器類を減らしていきます。ここで捨てなくては、と考えるとなかなか減らすことはできません。思い出のあるお皿、セットになった食器類を廃棄するのは、とても抵抗のあることです。

捨てないのならどうするのかという、「食器棚以外の場所に移動させる」ことで数を減らすのです。もう何年も使っていない食器、出番の少ない食器類はダンボールに入れて、納戸か押入れに移動させます。捨てるのではない、しまっておくだけだと考えると、抵抗なくダンボールに移せるものです。思い切りよく減らしてみましよう。あとで頻繁に使用したいと思いつく食器があれば、その

とき食器棚に戻せばよいと考えて、棚から出してしまいましよう。

**目の前から消して「冷却期間」を持つ**

ダンボールに移した食器は、気がつけば蓋も空けずにそのままということが多いものです。二年も経過してから蓋を開けてみると、「捨ててしまってもいいかな」という食器が目に入ってきます。この時に初めて、廃棄を始めます。また、基本の食器を再び見直して、衣替えのように入れ替えてみるのも新鮮で楽しいものです。

食器だけでなく、なかなか捨てられないものを整理する「ツツは、目に見えない場所に移動させる」、「しばらく時間をあける」。食器棚やクローゼットに収納されているものは、その場所で目にして認識しがちです。その場から動かすことで役割意識が薄らぎ、さらに時間をあけることで執着心が薄らぎます。何でも「捨ててしまおう」と潔く整理すると、勢いで捨てすぎてしまい、あとで後悔することも。場所を移してから時間をあけて慎重に捨てるという選択肢も、賢い暮らしの知恵ではないでしょうか。

## 情 報

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私も「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール([kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp))でお願いいたします。

町村.com 全国町村会 町村専用ページ

更新情報 町村会の動き

19/12/19 近藤副会長が自民党総務部会関係合同会議に出席 New!

19/12/19 「平成20年度地方財政対策についての共同声明」について (地方六団体) New!

更新情報 政策情報

19/12/18 平成20年度地方財政対策について New!

19/12/17 特別職労務局員昇任の通知について

19/12/14 平成20年度地方税制改正(案)について

19/12/14 平成20年度税制改正大綱について

豊かな生活 住みよい環境をつくる

安全有利な

# 公営企業債券



この債券の発行によって調達した資金は、地方公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホームページをご覧ください。

【<http://www.jfm.go.jp/> の「投資家の皆様へ」】

 公営企業金融公庫

## 住民協働のまちづくり

## 随 想

青森県町村会長  
南部町長

工藤 祐直

町村合併による南部町が誕生して二年が経ちました。農業を基幹産業とする町では、数多くの果物を収穫することが出来ます。私は町のPRをするとき「バナナとパイナップルとみかん以外の果物であれば、全てとれる町です。うそだと思ったら来てください。必ず何かの果物が食べられますから。」と説明しています。実際、南国でしかとれない果物以外であれば、口にすることが出来ます。

フルーツ王国の当町では、サクランボやリンゴ、桃、梨など果物の収穫体験や農作業を体験できる通年農業観光に取り組んでいます。もちろん、行政の力だけで農業観光はできないため、町民と協働して地域を生かしたまちづくりを進めています。

私は行政と住民の協働で行わなければならぬと感じていました。農林課に勤務していたときのこ。農家の人と、ヨーロッパで農家民泊を体験しながらグリーン・ツーリズムについて学んだことがあります。帰国してしばらくした後、彼らにもう一度海外で研修したいという気持ちが目覚めました。自分達で果物や野菜を売って旅費を貯め、三年後に再び海外での研修をすることができました。そのメンバーが、研修の成果を生かし、現在も町の農業観光を含むグリーン・ツーリズム事業に一生懸命取り組み、町を支えてくれています。

通年農業観光は、町村合併前の名川町時代、平成十四年の東北新幹線八戸駅開業に向けて始めたものです。豊富な果物を生かした取り組みを開業前に行いたい。開業してからでは後手を踏む。しかし、準備を考えると、開業から一年遅れてのスタートになるかもしれない。何とかならないかと、ヨーロッパ研修に行ったメンバーに相談したところ「町長、どうせ来年やるんだつたら、今年からやるべ。」と、私に勇気をくれる発言をいただきました。本当にいいのか。」と念を押すと「今年失敗しても、来年プラスになるようにすればいい。」と、メンバーは前向きな姿勢で取り組んでくれました。本当にありがたいと思つたものです。

町の事業に限らず、悪い評判はすぐ広がりますが、良い評判はなかなか広がらないものです。しかし、一人でも多くの町民が企画立案から事業に参画すると、良い評判をPRしてくれます。これを意図的に行つたのが、中学校の統合問題です。

名川町時代、三つの中学校を統合して、新しい中学校を建設するときのこと。約百人の町民を対象に、統合中学校推進協議会及び建設部会や学校運営部会などの専門部会を組織しました。そこでは、町民ホルルの併設、図書室や体育館の住民開放など、町民の思いを学校づくりに反映させました。

学校は地域に密着したものであ

るため、中学校の統合に反対の声もあつたのですが、部会に携わつていただいた町民のPRによつて、統合を理解していただくこともできました。

ちなみに、新設した名川中学校は、平成十八年度公立学校優良施設表彰事業で、文部科学大臣奨励賞を受賞。町民主体の参加型プロジェクトによつて進められたことを評価いただいたことがうれしく、関係者からも建設に携われてよかつたという声が上がっています。

町をあげて取り組んでいる達者村事業。昨年二月に発行された「町村週報二五八九号」で紹介させていただく機会がありましたので、詳しくは省略しますが、農業観光等で町を訪れる方々との交流を通じて、我々町民も達者になろうと合併一年前に開村。現在は、合併した他の町村の住民も、運営に携わる委員として迎え、さつそく農家民泊の受入れや農業観光など、まちづくりに参画していただいています。

それぞれ五十年の歴史を持つ三町村が合併しました。町の一体感が生まれるには、時間を要するものもあります。しかし、住民と協働によるまちづくりによつて、少しでも早く町の一体感醸成につながれば、と願わずにいられません。

情 報

政策リーダー

政策リーダー



消防白書まとめまる

総務省消防庁は、このほど「平成19年版消防白書」を公表した。同白書は、「火災をはじめとする各種災害の現況と課題」、「消防防災の組織と活動」、「国民保護への取組」、「自主的な防災活動と災害に強い地域づくり」等について解説するとともに、特集として現在、「東海地震」、「東南海・南海地震」や「首都直下地震」の発生の切迫性が指摘されていることから「切迫する大地震」それに立ち向かう施策とは」と題し、同庁の取組として、「防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進」、「災害時における消防と医療の連携の推進」、「緊急消防援助隊の現状と大規模地震等に対応した自衛消防力の確保について紹介している」。

また、白書は、消防防災上、特に話題性のある次の項目、消防の広域化、消防団員確保に向けた取組、国民保護体制充実のためのシステム整備(全国瞬時警報システムと安否情報システム)、救急自動車との適正利用の推進をトピックスとして取り上げた。

うち、「消防団員確保」では、特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」、消防団協力事業所表示制度、消防団員確保アドバイザー派遣制度、等の取り組みを紹介している。

また、消防体制については、平成19年4月1日現在、常備化市町村が、1,765市町村で、常備化率は市町村数で97.8%(市は100%)、町村は96.1%)となっており、消防団数は2,474団、消防団員数は89万2,893人で、ほとんど全ての市町村に設けられている状況にある。

「平成18年度旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」の概要まとめまる 国土交通省

国土交通省はこのほど、平成18年度の我が国における旅行消費の経済波及効果をとりとまとめた。

調査結果によると、昨年度の訪日外国人の旅行消費額は1兆3千6百億円で、前年度比20.2%の大幅増。平成18年の訪日外国人客数が前年比9.0%増の733万人に達したことから大幅な伸びを示した。

また国民の日帰り旅行(国内)の消費額は、1人当たりの年間日帰り旅行回数が増加(2.9回 3.2回)したことから旅行消費額の増加につながったものと考えられ、その消費額は4兆7千4百億円で前年度比2.0%の増となった。一方、国民の宿泊旅行(国内)消費額は、業務・帰省などの宿泊旅行は泊数が伸びたものの、単価が減少した等の理由から、前年度比4.2%減の1兆6千8百億円となった。その結果、国内の旅行消費額は、前年度比1.4%減の2兆5千4百億円となった。

こうした旅行消費額が我が国にもたらした経済波及効果は、雇用効果が422万人で全就業者数の6.9%に相当する。生産波及効果は52.9兆円で国内生産額の5.6%、付加価値効果は、2兆3千億円で名目GDPの5.6%、税収効果は5兆円と試算され、税収見込み額89兆円の5.6%に相当している。

なお、観光立国推進基本計画では、観光立国の実現のための目標の1つとして、平成22年度までに国内消費額を30兆円にすることを目指しており、目標の達成には、宿泊旅行の消費拡大が今後の課題となる。

農政改革3対策の見直し決まる 農水省

農水省はこの程、農政改革3対策の見直しを決め公表した。

品目横断的経営安定対策では、名称を水田・畑作経営所得安定対策に変更し、「地域水田農業ビジョン」に位置づけられ、市町村が認めた認定農業者や集落営農組織であれば、経営規模にかかわらずなく地域の実態に合わせた市町村特認制度を創設し、国と協議して加入できるようにする。これに伴い知事特認制度は廃止される。また、19年産米の収入の減少率が10%を超えた場合は、10%を超えた分について農家の拠出なしに国の負担分による補てんが行われる収入減少影響緩和対策が講じられる。

米政策改革では、国が調整役となつて、生産数量目標を県間でやり取りする仕組みを導入する。目標を減らし転作を拡大する県には交付金を1トン当たり11万円増額、逆に目標を増やして米を作る県は、同4万円減額する。また、「新規需要米」による生産調整方式を導入し、「主食用米」加工用米以外の米の新規需要について、当該用途に確実に使用することを農業者、需要者等の契約書及び誓約書で確認した上で、生産調整にカウントする。これに違反し、主食用等に横流しをした場合には、農業・需要者等にペナルティ(産地づくり交付金の返還等)を課す。

農地・水・環境保全向上対策については、事務負担の軽減の観点から、提出書類を大幅に削減・簡素化するとともに、現場の農業者等がわかりやすい書類作成等の手続きマニユアルを作成する。



# 車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

## 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**  
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。)
- 集团扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払 (12回) も選択可能です。  
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集团扱5%割引の適用はありません。)



◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

### 契約条件と掛金(保険料)例

- ・保険期間1年
- ・自動車保険集团扱一括払による割引5%適用。

車名 カローラアクシオ 型式 ZRE144 (車両クラス4) 初度登録 平成19年1月 (新車割引あり) 年齢条件 30歳以上担保 運転手限定 家族限定 共済(保険)金額 285万円	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
	一般条件 (割引適用済)	68,290円	56,920円
	(通常新規で加入する場合)	113,820円	94,870円
	車対車+A (割引適用済)	33,320円	27,770円
	(通常新規で加入する場合)	55,530円	46,280円
	限定A (割引適用済)	—	15,380円
(通常新規で加入する場合)	—	33,320円	

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料は平成19年7月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
- ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせ下さい

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里  
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集团扱契約を締結し、実施しているものであります。  
〈車両保険引受保険会社〉(株)損害保険ジャパン 平成19年10月22日 SJ07-06532